

第 7 号議案

愛南町地域コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

上記の議案を提出する。

愛南町地域コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛南町地域コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成 22 年愛南町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 愛南町ゆらり内海の項中「木曜日」を「水曜日」に、「祝日法」を「国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。)」に改め、同表愛南町山出憩いの里温泉の項中「第 3 月曜日」を「水曜日(ただし、その日が祝日法による休日に当たるときを除く。)」に改め、同表愛南町一本松温泉あけぼの荘の項中「なし」を「不定期」に改め、同表愛南町石垣の里だんだん館の項、愛南町篠山休憩宿泊所の項及び愛南町鹿島レストハウスの項を削る。

別表第 3 愛南町石垣の里だんだん館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

老朽化が著しく利用実績のない地域コミュニティ施設を条例から削除し、地域コミュニティ施設に勤務する職員の処遇改善のため一部の施設の休業日を変更するため。

現 行				改 正 案			
愛南町 一本松 ふるさと生活館	略	略	略	愛南町 一本松 ふるさと生活館	略	略	略
<u>愛南町鹿島レストハウス</u>	<u>愛南町鹿島15番地</u>	<u>8時30分から17時まで</u>	<u>夏季以外(不定期)</u>	<u>(削除)</u>			
以下表略				以下表略			
別表第2 略 別表第3(第3条、第11条関係)				別表第2 略 別表第3(第3条、第11条関係)			
名称		業務		名称		業務	
中略				中略			
<u>愛南町石垣の里だんだん館</u>		<u>1 飲食物の提供に関すること。</u> <u>2 地域の料理研究及び開発に関すること。</u> <u>3 町民相互の交流活動及び観光振興の促進に関すること。</u>		<u>(削除)</u>			
以下表略				以下表略			